

※ はじめに ※

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95% の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる補助金等適正化法）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。



一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント

※ クリーンエネルギー自動車のことを CEV と呼んでいます。(Clean Energy Vehicle の略)

I-1 全体の流れ

: センター

: 申請者

1. 補助金交付申請の募集

- ↓
- ▶ 募集(補助金交付申請の受付)には、条件や期限がありますので注意して下さい。

2. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- ↓
- ▶ 補助金の交付対象になる車両は、クリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
 - ▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させて下さい。

3. 補助金交付申請書類の提出

- ↓
- ▶ 補助金の交付を申請する車両 1 台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい。
 - ▶ 補助金交付申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。
- ☆(注意) 補助金交付申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

4. 補助金交付申請書類の審査

- ↓
- ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
 - ▶ 大量の申請書を順次審査しておりますので、期間は概ね 2 ヶ月程度かかります。(申請受付開始当初等で申請書類が集中した場合はさらにかかるとも場合があります。)
- ☆(注意) 補助金交付申請書類の審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮下さい。審査状況は、センターのホームページで確認することができます。

5. 補助金交付決定

- ↓
- ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせします。

6. 補助金交付(振込み)

- ↓
- ▶ 「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行後 1 週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

7. 車両(財産)の一定期間の保有

- ▶ 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、初度登録(届出)日から4年又は3年の定められた期間(取得財産等の処分制限期間)は保有が義務付けられています。
- ▶ 期限内に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ▶ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

I-2 重要ポイント(令和3年度事業)

◎令和3年度事業と令和2年度補正事業では、申請できる車両及び機器、申請対象者、補助金交付額などが異なりますので、ご確認いただき申請をお願いいたします。

◎令和3年度予算では、車両又は機器の単体での申請になります。
※機器の申請要領は、それぞれの応募要領をご覧ください。

○補助金交付申請の受付開始日及び申請車両の初度登録(届出)日は、下段の「補助金の募集要件」に記載の通りです。なお、予算不足の恐れが発生した場合は補助金交付申請の受付期間を短縮することがあります。

○令和3年度用の様式は、令和2年度補正用の様式と異なりますので、必ず令和3年度用を使用して申請いただくようお願いいたします。

(参考)令和2年度補正事業は、経産省補助では「車両+V2H 充放電設備、外部給電器」、環境省補助では「車両+再エネ 100%調達(+V2H 充放電設備、外部給電器)」のセットでの申請となりますので、ご注意ください。

《予算年度と補助対象》

補助対象の車両種類・機器		令和3年度		(参考)令和2年度補正			
		個人	法人等	経産省補助		環境省補助	
				個人	法人等	個人	法人等
電気自動車(EV)		○	○	○	×	○	○
プラグインハイブリッド自動車(PHV)		○	○	○	×	○	○
燃料電池自動車(FCV)		○	○	○	×	○	○
超小型モビリティ		○	○	○	×	○	○
クリーンディーゼル自動車(CDV)		○	○	×	×	×	×
側車付二輪自動車 原動機付自転車		○	○	×	×	×	×
ミニカー		○	○	×	×	×	×
V2H 充放電設備	設備費	×	○	○	×	○	○
	工事費	×	○	○	×	○	○
外部給電器	設備費	×	○	○	×	○	○

補助金の募集要件

●補助金交付申請の申請車両の初度登録(届出)日及び受付開始日は次の通りです。

<補助対象期間>

補助対象となる ・車両の新規登録(新規検査届出)日	令和3年2月20日～令和4年2月18日
補助金交付申請書受付期間	令和3年4月28日～令和4年3月1日(必着)

●補助金交付申請書の提出期限は次の通りです。

初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)	
	原則(車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外(車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)
2月20日～4月30日	6月30日	6月30日
5月1日～5月31日	6月30日	7月31日
6月1日以降 (例:6月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:7月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:8月31日)

●補助金交付申請書は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付は行いません。

☆(注意)センターに提出した書類は返送いたしませんのでご了承下さい。

補助対象車両の購入・リースと登録・届出

(1)補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

☞当冊子作成時点の補助対象車両は「(添付1)銘柄ごとの補助金交付額」(I-7 ページ)参照。

(2)補助対象車両としてセンターが承認した車種でも、以下の場合は補助対象になりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両。補助金の交付は車両ごとに1回限りです。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両。補助金交付は「自家用」に限ります。
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車。
- 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

(3)補助金交付申請者と車検証上の所有者・使用者は補助対象車両の購入形態別に以下の通りであることが必要です。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①車両販売会社から購入	車両購入者	車両購入者(申請者)	車両購入者(申請者)
②所有権留保付ローン購入	車両購入者	車両販売会社 又はローン会社	車両購入者 (申請者)
③リース車の貸与	リース会社	リース会社	車両の借受人(契約者)

☆(注意) 手形による購入の場合は、補助金の交付はできません。

☆(注意) 法人による購入及び法人が車両の借受人である場合に限り、当該法人の役員又は従業員が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって、検査証上の使用者となっている場合も申請を認めます。(II-3 ページ又はII-24 ページ参照)

補助金交付申請書類の提出

(1)補助金交付申請ができるのは、①地方公共団体・その他の法人②個人③リース会社です。

☆(注意) 独立行政法人は申請できません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1)参照。

☆(注意) ①地方公共団体・企業等の法人及び③リース会社の場合は、補助金申請書内に、法人番号の記入が必要です。補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFO サイトにおいて公表されます。

(2)補助金交付申請には以下の条件もあります。

①国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。ただし、センターが定める「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」は重複して申請することができます。(申請する際の条件は「安全運転サポート車普及促進事業補助金」でご確認下さい。)
地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

②個人が購入する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の場合は、CO₂排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要で、入会手続きはセンターが行います。

【入会手続きの流れ】

☞ J-クレジット制度の詳細は 注2)参照

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
- 入会者(補助金交付申請者)の情報を「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。(個人情報 は厳重に管理されます)
提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格、補助金交付額です。
- 後日、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力依頼の連絡があります。

☆(注意) CO₂排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO₂排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。

☆(注意) 電気自動車でも型式が「不明」となっている車種、原動機付自転車、側車付二輪車は入会の必要はありません。

③反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

注1)自動車販売業者の申請車両制限

④自動車販売を営む全ての法人に対する制限

✖ 展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

⑤自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限
(下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、⑤の制限は受けません)

- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
- ②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

✖ 当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

☆(注意) 当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

注2)J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

※本件に関する問合せ先

J-グリーン・リンケージ倶楽部事務局（北電総合設計株式会社エネルギー部）

Tel：011-261-6545

URL <http://www.hokuss.co.jp/>

車両(財産)の一定期間の保有義務

- 補助金を受けたクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(初度登録(届出)日から4年又は3年)は保有が義務付けられます。(この期間を「処分制限期間」といいます)
- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。また、補助金の返納が必要となります。
 - ☞ 取得財産等の処分制限期間は、I-9ページ参照
 - ☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO₂や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

- センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求められます。

(参考)当補助金に適用される税法上の扱い

- 当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

補助金額の算定方法

(参考) クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助金額算定方法

①電気自動車(除く、超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車、原動機付自転車)

- 補助金額は、一充電走行距離(km)(WLTC)とEV 電費性能に応じて算定されます。
- 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする
- ＜普通自動車(3ナンバー車)＞

$$\text{補助金額} = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離 1km当たりの} \\ \text{補助単価 2千円/km} \\ \hline \end{array} \right] \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 160 \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{EV 電費性能} \\ \hline \end{array}$$

- ＜普通自動車(3ナンバー車以外)・小型自動車・軽自動車＞

$$\text{補助金額} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離 1km当たりの} \\ \text{補助単価 1千円/km} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{一充電走行距離} \\ \hline \end{array}$$

②プラグインハイブリッド自動車(EV 走行換算距離(WLTC)が40km以上の車両に限る)

- 補助金額は、200千円とPHV 電費性能から算定されます。
- 給電機能が標準装備、又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

$$\text{補助金額} = \begin{array}{|c|} \hline 200 \text{ 千円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{PHV 電費性能} \\ \hline \end{array}$$

③燃料電池自動車 ④クリーンディーゼル自動車 ⑤電気自動車(側車付二輪自動車・原動機付自転車)

- 補助金額は、クリーンエネルギー自動車の車両本体価格(定価)と同種・同格のガソリン自動車の車両本体価格(定価)等との差額を基準に算定されます。
- 燃料電池自動車において、給電機能が標準装備又はメーカーオプション設定で装備した車両は、上限額にかかわらず一律で20千円の増額とする

$$\text{補助金額} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 車両本体価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 基準額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{C 補助率} \\ \hline \end{array}$$

A 車両本体価格	・メーカー希望小売価格(いわゆる定価)で、消費税抜きの価格。
B 基準額	・クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン自動車(ベース車両)の価格。 ・さらに、クリーンディーゼル自動車については、一定年数分の燃料代等のランニングコスト削減想定分を加えます。
C 補助率	・補助すべき比率を意味し、クリーンエネルギー自動車の区分ごとに異なります。 燃料電池自動車(2/3) クリーンディーゼル自動車(1/15) 側車付二輪自動車(1/4) 原動機付自転車(1/4)

⑥電気自動車(超小型モビリティ)

- 補助金額は、一律200千円、レンタカーは一律300千円です。

⑦電気自動車(ミニカー)

- 補助金額は、一般使用は一律200千円、カーシェアリング等のサービスユースは一律300千円です。

●クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助金上限額

クリーンエネルギー自動車の種類	補助金上限額
○電気自動車	400千円
○プラグインハイブリッド自動車	200千円
○燃料電池自動車	2,250千円
○クリーンディーゼル自動車	150千円
○電気自動車(側車付二輪自動車、第一種原動機付自転車)	60千円
○電気自動車(第二種原動機付自転車)	120千円
○電気自動車(超小型モビリティ) 一般使用、レンタカー	200千円、300千円
○電気自動車(ミニカー) 一般使用、カーシェアリング	200千円、300千円

(添付1)
銘柄ごとの補助金交付額

別途

HPで最新版をご確認下さい。

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r03/R3_meigaragotojougen.pdf

(添付2) 補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車の管理規程

(業務実施細則 別表5)

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入補助事業)管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部についてセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(添付3) 取得財産等の処分を制限する期間

(業務実施細則 別表6)

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

(添付4) 暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第20条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-1. 地方公共団体・その他の法人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-2	様式1-1 (全2枚)
(2)	申請者の確認書類	Ⅱ-3	様式8
(3)	申請車両の確認書類	Ⅱ-3	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-4	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-4	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-4	様式4
(7)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-5	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-5	—
(9)	ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類	Ⅱ-5	様式 18

- ☞ センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階
一般社団法人 次世代自動車振興センター
令和3年度 CEV 補助金(車両・外部給電器)受付窓口 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書(様式 1-1)は車両1台につき1部(全2枚)提出して下さい

☞ 記入例: II-7ページ

記入項目	留意事項						
1. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名をお願いします。 ・「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。 ☆(注意) 法人番号は、登記簿等に記録された会社法人等番号(12桁)の頭に1桁の数字を付して13桁にしたものです。 ☆(注意) 申請者への補助金交付等に関する情報が、国のgBizINFOサイトにて公表されます。 <p>☆(注意) 支店等が申請する場合は、支店が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。</p> <p>☞ 委任状記載事項</p> <table border="1"> <tr> <td>委任事項</td> <td>クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関する一切の事項</td> </tr> <tr> <td>委任者</td> <td>住所、氏名</td> </tr> <tr> <td>代理人</td> <td>住所、氏名</td> </tr> </table>	委任事項	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関する一切の事項	委任者	住所、氏名	代理人	住所、氏名
委任事項	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関する一切の事項						
委任者	住所、氏名						
代理人	住所、氏名						
2. 車両に関する事項	<p>(1) 該当するものにチェックをして下さい。</p> <p>(2) (3) (4) 自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。車名・グレード欄は、(添付 1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセンの有無をチェックして下さい。</p>						
3. 補助金額に関する事項	<p>(1) (添付 1)「銘柄ごとの補助金交付額」(I-7ページ)参照</p> <p>(2) 実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい。(値引きがあった場合は値引後の税抜価格を記入して下さい)</p>						
4. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。(「1. 申請者に関する事項」の「(2) 氏名又は法人名」と同一の名義) 代表者等の個人名の口座には振り込めません。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付して下さい。 						
5. 販売会社に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。 						
6. 申請者の連絡先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両購入者の連絡先を正確に記入して下さい。 注) 車両販売会社の連絡先ではありません。 						
【申請内容確認欄】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入下さい。 						
7. J-クレジット事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・法人は、対象外です。(1)の欄の「いいえ」にチェックをして下さい。 						
8. リース契約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・記入不要です。 						

<p>9. 利益等排除に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と申請車両の製造会社との関係を確認します。 ア又はイの該当する方にチェックをして下さい。 ・自社製造車両を補助金交付申請する場合のみ利益等排除の対象になります。 ☞利益等排除に関する詳細は、V.参考資料の業務実施細則別表4参照
<p>10. 申請要件等の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確認すべき申請要件について確認し、すべて了承の上、口にチェックをお願いします。 【地方公共団体・法人が申請する場合に確認すべき要件】 ①～⑧及び⑩は必ず確認して下さい。 ⑨は自動車販売業者の方のみ確認してください。 ☞自動車販売業者の定義は、I-4ページの注1)参照 (⑩はリース会社が確認すべき要件ですので、確認不要です)

(2) 申請者を確認する書類

◎申請者が地方公共団体以外の法人

➤申請者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。

- 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し)

➤センターが指定する様式(様式8)の役員名簿

- ・様式8に記載された(注)を確認後、全項目を記入して下さい。 ☞記入例: II-9ページ

☆(注意) ・申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

・申請者が地方公共団体の場合は、申請者を確認する書類は不要です。

(3) 申請車両を確認する書類

➤申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ。(写し)

- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。
- 標識交付証明書

但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明が必要です。

➤上記書類における申請車両の「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は法人名)と同一である必要があります。

ただし、以下の場合は、例外として認めます。

<p>例外1</p>	<p>○所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、販売会社、又はファイナンス会社となっている場合。</p>
	<p>この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類(写し)の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管場所標章番号通知書 ● 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可) ● 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)
<p>例外2</p>	<p>○申請車両を購入した法人の役員又は従業員が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって、役員又は従業員が申請車両の「使用者」となっている場合</p>

	<p>この場合は、申請車両が適正に管理・使用されることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書(様式 15) ● 法人と申請車両の使用者の関係が分かる書類 <p>・使用者が役員の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">申請者を確認する書類として提出いただく商業登記簿の全部事項証明書に記載のある役員の場合は追加の書類提出は不要です。</p> <p style="padding-left: 20px;">上記証明書に記載のない役員は、従業員の場合と同様の書類を提出ください。</p> <p>・使用者が従業員の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在職証明書(様式 17) ② 在職証明書が正しいことを確認できる以下の書類 (写し)。 <ul style="list-style-type: none"> i. 従業員確認書類・・・運転免許証等 ii. 従業員の給与所得の源泉徴収票 <p style="padding-left: 40px;">支払いを受ける者の住所、氏名及び支払者の住所、氏名以外は墨消しとしてください。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) **車両代金の支払いを確認する書類**

➤ 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑 (写し)

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

➤ 車両代金の全額分の支払いの手続きが完了した事を確認出来るもの。(写し)

- 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(5) **車名および購入価格の確認書類**

➤ 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類 (写し)

(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等)

- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☞ 記入例: II-10ページ

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。

- ・「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士登録番号を記入してください。
- ・車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあること。

(7) **補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 記入例: II-11ページ

☞ 処分制限期間は I -9ページ参照

(8) **型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) **ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類**

- 以下の確認書類を提出してください
 - ・センターが指定する「カーシェアリング届出書」(様式 18)
 - ・カーシェアリング貸渡約款又は利用約款

☞書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい☞

<地方公共団体・その他の法人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は I -2 ページ参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証又は標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、例外 1(所有権留保付きローン購入)及び例外 2のみです。)

☞例外 1 及び例外 2 は II -3 ページ参照(必要書類もそちらで確認して下さい。)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類は片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式 8)

◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書<いずれか 1 つ>

◇ 領収証

◇ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 11)

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか 1 つ>

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I -10ページ(添付4)参照

記入例

メーカー「●●●自動車」の車名「▲▲▲車 Gパッケージ」<補助金交付額150千円>を
値引き後価格(消費税抜き) 2,777,777円で購入した場合

申請日 令和3年5月31日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

(1)住所	105-0001 東京都港区虎ノ門99丁目1番1号
(2)氏名又は法人名	氏名(法人等の場合は名称)フリガナ カ)トラノモンセイサクシヨ 株式会社虎ノ門製作所
(3)代表者名 (法人の場合)	役職・代表者名(フリガナ) コバヤシ サブロウ 代表取締役 小林 三郎
(4)法人番号	9990009990000 ※法人番号の指定を受けた法人は12桁の番号を記入
(5)申請者の分類 ※該当するものにチェック	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人(リース会社を除く)

標準装備・メーカーオプションでの追加装備の有・無を必ずチェックしてください。

2. 車両に関する事項

(1)車両の種類 ※該当するものにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
(2)自動車登録番号 又は車両番号	(例)品川012あ3456 ●●321む1234 又は交付年月日 令和3年5月12日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車 型式 ▲▲▲ 車名・グレード ▲▲▲車 Gパッケージ 車台番号 ○○○
	外部給電機能 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 車載コンセント 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

HPの「補助対象車両一覧(銘柄ごとの補助金交付額)」の通りに記入して下さい。

車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜購入価格を記入して下さい。定価ではありません。値引きがあった場合は値引後の税抜価格です。

3. 補助金額に関する事項

(1)申請額	150 千円	(2)購入価格	2,777,777 円	交付決定額	千円
--------	--------	---------	-------------	-------	----

*購入価格は車両本体の税抜価格を記入

*センター記入

4. 補助金振込先に関する事項 (口部分は該当するものに×を記)

(1)フリガナ	カ)トラノモンセイサクシヨ	口座名義	株式会社虎ノ門製作所
(2)金融機関名と店名	名称 平成	銀行コード	9999
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組(その他)	店名	虎ノ門
		<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	支店コード 888
(3)口座番号	預金種目 <input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	口座番号(右詰で記入)	
		1	2 3 4 5 6

※記載内容に誤りがあると、補助金が振り込めません。通帳を見ながら正確に記入して下さい。

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1)社名・住所	社名 株式会社虎ノ門自動車 住所 東京都港区虎ノ門99丁目1番1号
(2)連絡先	TEL (00-1111) 車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。メールアドレスは任意 虎ノ門 花子

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1)担当者	フリガナ スズキ コウイチロウ 所属部署(申請者が個人の場合は記入不要) 鈴木 宏一郎
(2)連絡先	TEL (00-2222-3333) FAX (00-2222-3334) ※日中連絡できるTEL番号

*クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)は、経済産業省が定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ導入事業)交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金を交付するものです。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)交付申請書(つづき)

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は法人名	株式会社虎ノ門製作所	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	●●321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

7. J-クレジット事業への参加

(個人が購入する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の場合はCO2排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業への参加が義務付けられています。)

(1) 申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に該当しますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、J-クレジット事業への参加方法を下記のア、イから選択ください。	<input type="checkbox"/> イ	
ア. センター指定のJ-クレジット事業に参加します。参加に必要な私の情報をセンターがJ-クレジット事業実施団体に提出 イ. 自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。		
他の事業名: ()		

参加不要です。

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名(フリガナ)	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	□□□□-□□□□	※法人の場合は 使用者の本社の 住所
(3) 使用・賃借者 連絡先	TEL (- -) (- -)	FAX (- -) (- -)
	担当者・所属	※日中連絡で きるTEL番号

記入不要です。

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合はリース使用者)と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。(ア又はイの該当する方にチェック)

- ア、申請者()製品を申請)
- イ、申請者()

該当する方にチェックしてください。

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

10. 申請要件等の確認

以下の内容について了承します。

- ①私は、申請車両を処分制限期間内に処分する場合、センターの承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ②私は、申請車両に関し、本補助金以外に国の補助金(センターが認める補助金は除く)を申請・受領していません。
- ③私は、暴力団又は暴力団員ではありません。
- ④私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
(使用例:申請内容の問合せ、補助金交付等の通知、補助金の振込、車両保有状況の調査等)
- ⑤私は、申請車両の所有に関する情報について国・地方公共団体へ情報提供を求められた場合は了承します。また災害時等に申請車両の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- ⑥私は、走行データ機材の搭載及び国等への走行データ提供等を求められた場合は了承します。
- ⑦申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。
- ⑧私は、申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正する
- (以下⑨は申請者(リースの場合はリース使用者)が「主として自動車を販売する業を営む者」である場合のみ)
- ⑨私は、過去1年以内に申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に同種の車両を販売する予定がないことを確認し、かつ、
- (以下⑩は申請者がリース会社の場合のみ)
- ⑩申請車両をリースする場合、そのリース料金は補助金相当額を超過しないことを確認し、かつ、
- (以下⑪は申請者が法人の場合のみ)
- ⑪私は、私に対する補助金交付等に関する情報が、gBizINFOにて公表されることを了承します。

よく読んでいただき、すべての内容について同意の上、□にチェックをお願いします。

内容を確認し了承しました。(□にチェックをお願いします)

※センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】保有期間	リース期間	センター 確認			
---------------	-------	------------	--	--	--

記入例

下取車入庫証明書

令和3年5月31日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番地〇号

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名

営業所長 松 たか夫

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の補助金交付申請
車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	●● 300 さ 9876
型式	E-〇〇〇
年式	平成30年7月
車台番号	〇〇〇-0123456
車名	●自動車 ▲▲▲車
使用者	株式会社虎ノ門製作所
入庫日	令和3年5月19日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円

注文書等の
下取車情報と一致
していること。

車両販売会社の下取車として
入庫した日を記入してください。
入庫予定日ではなく実際に
入庫した日を記入すること。

注文書等に記載の下取車価格を記入し
てください。
残債がある場合は残債を含まない
下取価格を記入してください。

査定士登録番号	0012345678
---------	------------

査定士登録番号を必ず記入してください。

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に〇印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

★補助金を受領し処分制限期間内に車両を処分する場合は、補助金を返納して頂く事が必須となります。

以上

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	車両型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	自動車登録番号 又は車両番号
●●●自動車▲▲▲ Gパッケージ	△△△-○○○	2,777,777	令和3年5月12日	4	東京都港区 虎ノ門99丁目 1番1号	150	●●321む1234
<p>「補助対象一覧(銘柄ごとの補助金交付額)」に記載のメーカー名・車名、車両型式、補助金額を記入</p>		<p>様式1-1の3(2)の購入価格を記入</p>	<p>自動車検査証の登録日を記入</p>	<p>取得財産等の処分を制限する期間を記入</p>	<p>自動車検査証の使用本拠の位置を記入</p>		<p>自動車検査証の登録番号を記入</p>
区分 財産名	外部給電器型式		取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	外部給電器製造 番号又はシリアル ナンバー
区分 財産名	充放電設備等 型式	単価 (円) (税抜き)	設置工事完了日	処分制限 期間(年)	設置場所 住所	充放電設備 等本体補助 金額(千円)	製造番号又はシ リアルナンバー

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-2. 個人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-13	様式1-1 (全2枚)
(2)	申請者の確認書類	Ⅱ-14	—
(3)	申請車両の確認書類	Ⅱ-14	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-14	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-15	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-15	様式4
(7)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-15	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-15	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和3年度 CEV 補助金(車両・外部給電器)受付窓口 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

➤ 補助金交付申請書(様式 1-1)は車両1台につき1部(全2枚)提出して下さい。

☞ 記入例: II-17ページ

記入項目	留意事項
1. 申請者に関する事項	・(1)(2)を記入してください。(5)個人にチェックをしてください。(3)(4)は記入不要です。
2. 車両に関する事項	(1)該当するものにチェックをして下さい。 (2)(3)(4)自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。車名・グレード欄は、(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセントの有無を記入下さい。
3. 補助金額に関する事項	(1)(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」(I-7ページ)参照 (2)実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい。(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい。)
4. 補助金振込先に関する事項	・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 (「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」に記されたものと同一の名義)家族等の口座には振り込めません。 個人事業者で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付してください。
5. 販売会社に関する事項	・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。
6. 申請者の連絡先に関する事項	・車両を購入した申請者の連絡先を正確に記入して下さい。 注) 車両販売会社の連絡先ではありません。
【申請内容確認欄】	・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入して下さい。
7. J-クレジット事業への参加	・申請車両が電気自動車(除く、型式が「不明」となっている車種、原動機付自転車及び側車付二輪車)・プラグインハイブリッド自動車はすべて参加していただけます。 これに該当する場合は、(1)の欄の「はい」にチェックをして下さい。 ☞ J-クレジット制度の詳細は I-4ページ、注2)参照
8. リース契約に関する事項	・記入不要です。
9. 利益等排除に関する事項	・記入不要です。
10. 申請要件等の確認	・確認すべき申請要件について確認し、すべて了承の上、口にチェックをお願いします。 【個人が申請する場合に確認すべき要件】 ①～⑧は必ず確認して下さい。(⑨～⑪は、確認の対象外です)

(2) 申請者を確認する書類

➤ 申請者の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ（写し）

- 運転免許証（両面を1枚に複写） ※有効期限内のもの
- 健康保険証 ※住所の記載があり有効期限内のもの
- 住民票の ※発行後3ヶ月以内のもの
- 印鑑登録証明書の ※発行後3ヶ月以内のもの

☆（注意） 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 申請車両が確認できる下記書類(写し)のいずれか1つ

- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
- 標識交付証明書

但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明が必要です。

➤ 上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は法人名)と同一であることが必要です。

ただし、以下の場合、例外として認めます。

○所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、販売会社、又はファイナンス会社となっている場合。

この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類(写し)の提出が必要です。

- 保管場所標章番号通知書
- 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)
- 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)

➤ 個人事業者名での車両購入で所有者又は使用者が屋号の場合には、別途、証明書が必要です。

(4) 車両代金の支払いを確認する書類

➤ 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑（写し）

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

➤ 車両代金の全額分の手続きが完了した事を確認出来るもの（写し）

- 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類（写し）
（申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等）
- メーカーオプションで外部給電機能、車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☞記入例: II-19ページ

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士登録番号を記入してください。
- ・ 車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあること。

(7) **補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞記入例: II-20ページ

☞処分制限期間は I -9ページ参照

(8) **型式が「不明」な車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

📎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📎

<個人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は I -2 ページ参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証又は標識交付証明書の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、所有権留保付きローン購入の場合のみです。)

☞例外は II -14 ページ参照(必要書類もそちらで確認して下さい)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)

◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 / 健康保険証 <いずれか1つ>

◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書 <いずれか1つ>

◇ 領収証

◇ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式 11)

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I -10ページ(添付4)参照

記入例

メーカー「●●●自動車」の車名「▲▲▲車 Gパッケージ」<補助金交付額150千円>を
値引き後価格(消費税抜き) 2,777,777円で購入した場合

申請日 令和3年5月31日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

(1) 住所	105-0001 東京 都府県 港区虎ノ門8丁目8番8号
(2) 氏名又は法人名	氏名(法人等の場合は名称)フリガナ サクラ ジロウ 桜 次郎
(3) 代表者名 (法人の場合)	役職・代表者名(フリガナ)
(4) 法人番号	※法人番号の指定を受けずには12桁の番号を記入
(5) 申請者の分類 ※該当するものにチェック	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人(リース会社を除く)

標準装備・メーカーオプションでの追加装備の有・無を必ずチェックしてください。

2. 車両に関する事項

(1) 車両の種類 ※該当するものにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
(2) 自動車登録番号 又は車両番号	(例)品川012あ3456 ●●321む1234 又は交付年月日 令和3年5月19日
(4) 車名等	メーカー名 ●●●自動車 型式 ▲▲▲ 車名・グレード ▲▲▲車 Gパッケージ 車台番号 ○○○

HPの「補助対象車両一覧(銘柄ごとの補助金交付額)」の通りに記入して下さい。

車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜購入価格を記入して下さい。定価ではありません。値引きがあった場合は値引後の税抜価格です。

3. 補助金額に関する事項

(1) 申請額	150 千円	(2) 購入価格	2,777,777 円	交付決定額	千円
---------	--------	----------	-------------	-------	----

*購入価格は車両本体の税抜価格を記入

*センター記入

4. 補助金振込先に関する事項 (口部分は該当するものに×を記)

(1) フリガナ	サクラ ジロウ				
口座名義	桜 次郎				
(2) 金融機関名と店名	名称	平成	銀行コード	店名 虎ノ門 支店コード	
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)		9999	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 888	
(3) 口座番号	預金種目			口座番号(右詰で記入)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他			1	2 3 4 5 6

※記載内容に誤りがあると、補助金が振り込めません。通帳を見ながら正確に記入して下さい。

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1) 社名・住所	社名 株式会社虎ノ門自動車 住所 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号
(2) 連絡先	TEL (00 - 1111 - 2222) FAX (00 - 1111 - 2223) 担当者 虎ノ門 花子 車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。 @ ○○○.○○.×× メールアドレスは任意

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1) 担当者	フリガナ 申請者本人 ← 車両購入者の連絡先を正確に記入してください。 ※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(2) 連絡先	TEL (00 - 8888 - 9999) FAX (00 - 8888 - 8889) ※日中連絡できるTEL番号

*クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)は、経済産業省が定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ導入事業)交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金を交付するものです。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等

申請車両が燃料電池自動車の方は参加不要です。
 「いいえ」にチェックして下さい。
 型式指定を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を申請される方は「はい」にチェックをし
 (2)の「ア・イ」を選択して下さい。イを選択した方は事業名を記入してください。

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1) 申請者氏名又は法人名	桜 次郎
(2) 自動車登録番号又は車両番号	●●321む1234

7. J-クレジット事業への参加

(個人が購入する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の場合はCO2排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業への参加が義務付けられています。)

(1) 申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に該当しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、J-クレジット事業への参加方法を下記のア、イから選択ください。	<input checked="" type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ

ア. センター指定のJ-クレジット事業に参加します。参加に必要な私の情報をセンターがJ-クレジット事業実施団体に提出することを了承します。
 イ. 自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。

他の事業名: ()

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名(フリガナ)	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	記入不要です。	※法人の場合は 使用者の本社の 住所
(3) 使用・賃借者 連絡先	TEL (- -) FAX (- -)	担当者・所属 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合はリース使用者)と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。(ア又はイの該当する方にチェック)

- ア、申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)
- イ、申請者は、補助金申請車両の製造会社ではない

記入不要です。

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

10. 申請要件等の確認

以下の内容について了承します。

- ①私は、申請車両を処分制限期間内に処分する場合、センターの承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ②私は、申請車両に関し、本補助金以外に国の補助金(センターが認める補助金は除く)を申請・受領していません。
- ③私は、暴力団又は暴力団員ではありません。
- ④私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
(使用例:申請内容の問合せ、補助金交付等の通知、補助金の振込、車両保有状況の調査等)
- ⑤私は、申請車両の所有に関する情報について国・地方公共団体へ情報提供を求められた場合は了承します。また災害時等に申請車両の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- ⑥私は、走行データ機材の搭載及び国等への走行データ提供等を求められた場合は了承します。
- ⑦申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。
- ⑧私は、申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正することを了承します。
- (以下⑨は申請者(リースの場合はリース使用者)が「主として自動車販売する業を営む者」に該当する場合のみ)
⑨私は、過去1年以内に申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しないことを承諾します。
- (以下⑩は申請者がリース会社の場合のみ)
⑩申請車両をリースする場合、そのリース料金は補助金相当額を引下げて設定します。
- (以下⑪は申請者が法人の場合のみ)
⑪私は、私に対する補助金の交付等に関する情報は、GDZINFOにて公表されることを了承します。

よく読んでいただきますすべての内容について同意の上一番下の口には☑を入れてください。

内容を確認し了承しました。(口)にチェックをお願いします)

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター 確認			
----------------	-------	------------	--	--	--

記入例

下取車入庫証明書

令和3年 5月 31日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番地〇号

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名

営業所長 松 たか夫

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の補助金交付申請
車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	△△ 300 さ 9876
型式	E-〇〇〇
年式	平成30年7月
車台番号	〇〇〇-012345
車名	●●●自動車 ▲▲
使用者	桜 次郎
入庫日	令和3年 5月 19日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円

注文書等の
下取車情報と一致
していること。

車両販売会社の下取車として入庫した日を記入してください。入庫予定日ではなく実際に入庫した日を記入すること。

注文書等に記載の下取車価格を記入してください。残債がある場合は残債を含まない下取車価格を記入してください。

査定士登録番号	0012345678
---------	------------

査定士登録番号を必ず記入してください。

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に〇印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

★補助金を受領し処分制限期間内に車両を処分する場合は、補助金を返納して頂く事が必須となります。

以上

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	車両型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	自動車登録番号 又は車両番号
●●●自動車▲▲▲ Gパッケージ	△△△-○○○	2,777,777	令和3年5月12日	4	東京都港区 虎ノ門88丁目 8番8号	150	●●321む1234
<p>「補助対象一覧(銘柄ごとの補助金交付額)」に記載のメーカー名・車名・車両型式、補助金額を記入</p> <p>様式1-1の3(2)の購入価格を記入</p> <p>自動車検査証の登録日を記入</p> <p>取得財産等の処分を制限する期間を記入</p> <p>自動車検査証の使用本拠の位置を記入</p> <p>自動車検査証の登録番号を記入</p>							
区分 財産名	外部給電器 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	外部給電器製造 番号又はシリアル ナンバー
区分 財産名	充放電設備等 型式	単価 (円) (税抜き)	設置工事完了 日	処分制限 期間(年)	設置場所 住所	充放電設備 等本体補助 金額(千円)	製造番号又はシリ アルナンバー

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-3. リース会社

- リース車両の補助金交付申請は、リース会社が行い、補助金もリース会社に交付されます。但し、補助金の主旨が、クリーンエネルギー自動車の購入経費の一部を補助することですので、補助金相当額は車両のリース料金を支払う使用者の月々のリース料金に還元されることが条件です。
- 補助金を受けた車両の処分制限期間内の保有義務はリース会社にあります。リース契約期間は原則、処分制限期間以上でお願いしますが、それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間に達するまで保有しなければなりません。

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-22	様式1-1 (全2枚)
(2)	申請者(リース会社)の確認書類	Ⅱ-23	様式8
(3)	借受人(リース契約者)の確認書類	Ⅱ-23	様式8
(4)	申請車両の確認書類	Ⅱ-24	—
(5)	車両代金の支払い確認書類	Ⅱ-24	—
(6)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-25	—
(7)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-25	様式4
(8)	補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-25	様式 11
(9)	リース契約の確認書類	Ⅱ-25	—
(10)	リース料金の確認書類	Ⅱ-25	様式3
(11)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-26	—
(12)	ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類	Ⅱ-26	様式 18

- ☞ センターが様式を指定する書類は、「Ⅳ. 様式集」からコピーするか、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、裏表紙に記載の宛先をお願いします。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和3年度 CEV 補助金(車両・外部給電器)受付窓口 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

➤ 補助金交付申請書(様式1-1)は車両1台につき1部(全2枚)提出して下さい。

☞ 記入例: II-28ページ

記入項目	留意事項						
1. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・申請者は、リース会社です。・「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名をお願いします。・「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入してください。 ☆(注意)法人番号は、登記簿等に記録された会社法人等番号(12桁)の頭に1桁の数字を付して13桁にしたものです。 ☆(注意)申請者(リース会社)への補助金交付等に関する情報が、国のgBizINFOにて公表されます。 ☆(注意)支店等が申請する場合は、支店が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。 <p>☞ 委任状記載事項</p> <table border="1"><tr><td>委任事項</td><td>クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関連する一切の事項</td></tr><tr><td>委任者</td><td>住所、氏名</td></tr><tr><td>代理人</td><td>住所、氏名</td></tr></table>	委任事項	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名	代理人	住所、氏名
委任事項	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名						
代理人	住所、氏名						
2. 車両に関する事項	(1)該当するものにチェックをして下さい。 (2)(3)(4)自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入下さい。車名・グレード欄は、(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセンの有無をチェックして下さい。						
3. 補助金額に関する事項	(1)(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」(I-7ページ)参照 (2)実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい。(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい。)						
4. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・口座名義は、申請者(リース会社)名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 (「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」に記されたものと同一の名義)代表者等の個人名の口座には振り込めません。・記載ミスにより振込みができないケースが多々あります。振込先を確認出来る通帳のコピーを添付して下さい。						
5. 販売会社に関する事項	・車両を購入する販売会社名の正式名称を正確に記入して下さい。						
6. 申請者の連絡先に関する事項	・リース会社の担当連絡先を正確に記入して下さい。						
【申請内容確認欄】	・申請書の1枚目と2枚目がバラバラになった場合の確認のために記入して下さい。						
7. J-クレジット事業への参加	・リース会社は対象外です。(1)の欄の「いいえ」にチェックをして下さい。						

8. リース契約に関する事項	・リース車両の使用者が法人の場合は、「(2)使用・賃借者住所」は、使用者となる法人の本社の住所を記入して下さい。
9. 利益等排除に関する事項	・補助金申請するリース車両の使用者・賃借者とそのリース車両の製造会社との関係を確認します。 ア又はイの該当する方にチェックをして下さい。 ・補助金申請をするリース車両の使用者・賃借者が、そのリース車両の製造者である場合のみ、利益等排除の対象になります。 ☞利益等排除に関する詳細は、V.参考資料の業務実施細則別表4参照
10. 申請要件等の確認	・確認すべき申請要件について確認し、すべて了承の上、□にチェックをお願いします。 【リース会社が申請する場合に確認すべき要件】 ①～⑧および⑩～⑪は必ず確認して下さい。 ⑨はリース車両の使用者が自動車販売業者の場合のみ確認対象です。 ☞自動車販売業者の定義は、I-4ページの注1)参照

(2) 申請者(リース会社)の確認書類

- 申請者の名称およびリース事業を行っていることが確認できる下記書類(写し)
発行後3ヶ月以内のもの
 - 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し)
- センターが指定する様式(様式8)の役員名簿
 - ・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

☞記入例: II-30ページ

☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

☆(注意) 転リースの場合は、中間リース会社も同様の書類を提出して下さい。

(3) 借受人(リース契約者)の確認書類

借受人の種類	必要な書類
地方公共団体	➤ 書類は必要なし
地方公共団体以外の法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 借受人が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。複写したもの(写し)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し ➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。 <p style="text-align: right;">☞記入例: II-30ページ</p> <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照</p>

個人	<p>▶ 借受人の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ。 複写したもの(写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの ● 健康保険証 ※住所の記載があり有効期限内のもの ● 住民票 ※発行後3ヶ月以内のもの ● 印鑑登録証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 申請車両を確認する書類

- ▶ 申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ(写し)
- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
 - 標識交付証明書
但し、原動機付自転車で、標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出証明が必要です。
- ▶ 上記書類における車両の「所有者」はリース会社、「使用者」は借受人(リース契約者)であることが必要です。

ただし、以下の場合は、例外として認めます。

○法人が借受人の場合で、法人の役員又は従業員が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことによって、役員又は従業員が申請車両の「使用者」となっている場合、この場合は申請車両が適正に管理・使用されることが確認できる以下の書類の提出が必要です。

- 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書(様式16)
- 法人と申請車両の使用者の関係が分かる書類
 - ・使用者が役員の場合
借受人(リース契約者)を確認する書類として提出いただく商業登記簿の全部事項証明書に記載のある役員の場合は追加の書類提出は不要です。
上記証明書に記載のない役員は、従業員の場合と同様の書類を提出して下さい。
 - ・使用者が従業員の場合
 - ① 在職証明書(様式17)
 - ② 在職証明書が正しいことを確認できる以下の書類(写し)
 - i. 従業員確認書類・・・運転免許証等
 - ii. 従業員の給与所得の源泉徴収票
支払いを受ける者の住所、氏名及び支払者の住所、氏名以外は墨消して下さい。

(5) 車両代金の支払いを確認する書類

- ▶ 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑(写し)
- 【支払証憑の例】
- 申請者(リース会社)宛ての領収証(領収証(控)不可)
 - (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証(写し)を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

(6) 車名および購入価格の確認書類

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類（写し）
（申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等）
- メーカーオプションで外部給電機能、車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(7) 【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☞ 記入例: II-31ページ

☆(注意)

- ・下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- ・「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士登録番号を記入してください。
- ・車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあること。

(8) 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 記入例: II-32ページ

☞ 処分制限期間は I -9ページ参照

(9) リース契約の確認書類

- リース契約書(賃貸借契約書)(写し)を提出して下さい。

【提出書類の条件】

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。

☆(注意) 転リースの場合は中間リース会社のリース契約書(賃貸借契約書)の複写も必要です。

(10) リース料金の確認書類

- センターが指定する「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)を提出して下さい。

☆(注意) 「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)の記載内容の要件

- ・月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていること。
- ・リース料金総額から計算した差額と月額リース料金から計算した差額が同額となること。
(補助金相当額を全額一括して貸与先(使用者)に還元しないこと)
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。

☆(注意) 転リースの場合には、中間リース会社作成の「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)も提出して下さい。

☞ 記入例: II-33ページ

(11) **型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(12) **ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類**

- 以下の確認書類を提出してください
 - ・センターが指定する「カーシェアリング届出書」(様式 18)
 - ・カーシェアリング貸渡約款又は利用約款

✎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい✎

<リース会社>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限はI-2ページ参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証又は標識交付証明書の使用者と借受人(リース契約者)は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、法人が借受人で車両の管理責任者が「使用者」となっている場合のみです。☞詳細はII-24ページ参照(必要書類もそちらで確認して下さい。)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類はコピーで、A4サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式1-1)

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式8)

◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書 <いずれか1つ>

◇ 領収証

◇ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

◇ リース契約書

◇ 貸与料金の算定根拠明細書(様式3)

★使用者が法人の場合

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式8)

★使用者が個人の場合

◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 / 健康保険証 <いずれか1つ>

★下取車がある場合

◇ 下取車入庫証明書(様式4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇ メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-10ページ(添付4)参照

記入例

メーカー「●●●自動車」の車名「▲▲▲車 Gパッケージ」<補助金交付額150千円>を
値引き後価格(消費税抜き) 2,777,777円で購入した場合

申請日 令和3年5月31日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

(1)住所	105-0001 東京都港区芝大門93丁目9番3号
(2)氏名又は法人名	氏名(法人等の場合は名称)フリガナ トラノモンリース(カ) 虎ノ門リース株式会社
(3)代表者名 (法人の場合)	役職・代表者名(フリガナ) タケ ノブオ 代表取締役 竹 伸男
(4)法人番号	9990009990000 ※法人番号の指定を受けた法人は12桁の番号を記入
(5)申請者の分類 ※該当するものにチェック	<input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人(リース会社)

標準装備・メーカーオプションでの追加装備の有・無を必ずチェックしてください。

2. 車両に関する事項

(1)車両の種類 ※該当するものにチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> クラウドカー <input type="checkbox"/> ハイゼル自動車
(2)自動車登録番号 又は車両番号	(例)品川012あ345 ●●321む123 令和3年5月12日
(4)車名等	メーカー名 ●●●自動車 車名・グレード ▲▲▲車 Gパッケージ 型式 ▲▲▲ 車台番号 ○○○ 外部給電機能 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 車載コンセント 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

HPの「補助対象車両一覧(銘柄ごとの補助金交付額)」の通りに記入して下さい。

車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜購入価格を記入して下さい。定価ではありません。値引きがあった場合は値引後の税抜価格です。

3. 補助金額に関する事項

(1)申請額	150 千円	(2)購入価格	2,777,777 円	交付決定額	千円
--------	--------	---------	-------------	-------	----

*購入価格は車両本体の税抜価格を記入

*センター記入

4. 補助金振込先に関する事項 (口部分は該当するものに×を記)

(1)フリガナ	トラノモンリース(カ)	※記載内容に誤りがあると、補助金が振り込めません。通帳を見ながら正確に記入して下さい。			
口座名義	虎ノ門リース株式会社				
(2)金融機関名と店名	名称 平成	銀行コード	店名 虎ノ門	支店コード	
	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組(その他)	9999	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	888	
(3)口座番号	預金種目	口座番号(右詰で記入)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	1	2	3	4 5 6

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1)社名・住所	社名 株式会社虎ノ門自動車 住所 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号
(2)連絡先	車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。メールアドレスは任意 1111 - 2223) 担当者 虎ノ門 花子 ×× @ ○○○.○○.××

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください)

(1)担当者	フリガナ モモ ナルエ 所属部署(申請者が個人の場合は記入不要) 課 桃 なるえ ※申請者が個人の場合は「申請者本人」と記載
(2)連絡先	TEL (00 - 車両購入者の連絡先を正確に記入してください。 - 3334) ※日中連絡できるTEL番号

*クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)は、経済産業省が定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ導入事業)交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金を交付するものです。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)交付申請書(つづき)

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認		
(1) 申請者氏名又は法人名	虎ノ門リース株式会社	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	●●321む1234	※1枚目の2. (2)と同一

7. J-クレジット事業への参加

(個人が購入する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の場合はCO2排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業への参加が義務付けられています。)

(1) 申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に該当しますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、J-クレジット事業への参加方法を下記のア、イから選択ください。	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ	
ア. センター指定のJ-クレジット事業に参加します。参加に必要な私の情報をセンターがJ-クレジット事業実施団体に提出し、自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。		
イ. 自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。		
他の事業名: ()		

参加不要です。

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名(フリガナ) サクラデンキ(カ)	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
	桜電気株式会社	
(2) 使用・賃借者住所	〒105-0012 東京都芝大門93丁目9番	リース使用者の担当者を 記入してください。
		※法人の場合は 使用者の本社の 住所
(3) 使用・賃借者 連絡先	TEL (00 - 1111 - 5555) FAX (00 - 1111 - 5556)	担当者・所属 総務部 梅 咲男
		※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合はリース使用者)と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。(ア又はイの該当する方にチェック)

ア、申請者自身が補助金申請車両の製造会社である。

イ、申請者は、補助金申請車両の製造会社の子会社である。

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

該当する方にチェックしてください。

10. 申請要件等の確認

以下の内容について了承します。

- ①私は、申請車両を処分制限期間内に処分する場合、センターの承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ②私は、申請車両に関し、本補助金以外に国の補助金(センターが認める補助金は除く)を申請・受領していません。
- ③私は、暴力団又は暴力団員ではありません。
- ④私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
(使用例:申請内容の問合せ、補助金交付等の通知、補助金の振込、車両保有状況の調査等)
- ⑤私は、申請車両の所有に関する情報について国・地方公共団体へ情報提供を求められた場合は了承します。また災害時等に申請車両の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- ⑥私は、走行データ機材の搭載及び国等への走行データ提供等を求められた場合は了承します。
- ⑦申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。
- ⑧私は、申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正することを了承します。
- (以下⑨は申請者(リースの場合はリース使用者)が「主として自動車を販売する業を営む者」である場合にのみ)
- ⑨私は、過去1年以内に申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に申請車両と同種の車両を販売する予定がないことを了承します。
- (以下⑩は申請者がリース会社の場合のみ)
- ⑩申請車両をリースする場合、そのリース料金は補助金相当額を引いた金額であることを了承します。
- (以下⑪は申請者が法人の場合のみ)
- ⑪私は、私に対する補助金交付等に関する情報が、gBizINFOにて公表されることを了承します。

よく読んでいただき、すべての内容について同意の上、口にチェックをお願いします。

内容を確認し了承しました。(口にチェックをお願いします)

※センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター 確認		
----------------	-------	------------	--	--

(様式 8)

記入例

全部事項証明書に記載されている役員を全て記入して下さい。
使用者が法人の場合は同様の役員名簿が必要です。

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
タケ ノブオ	竹 伸男	S	30	04	03	M	虎ノ門リース株式会社	代表取締役社長
コバヤシ カスオ	小林 一雄	S	33	12	12	M	虎ノ門リース株式会社	常務取締役
タカ マサオ	田中 正夫	S	50	08	09	M	虎ノ門リース株式会社	取締役営業本部長
カスミカセキ シンヤ	霞ヶ関 慎也	S	33	11	05	M	虎ノ門リース株式会社	監査役
カミヤ コロウ	神谷 五郎	S	40	05	30	M	桜ファイナンス株式会社	監査役
全項目を漏れなく記入してください。								

(注)

役員名簿については、氏名カナ（姓と名の間は1文字空け）、氏名漢字（姓と名の間は1文字空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁）、性別（男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

記入例

下取車入庫証明書

令和3年 5月 31日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

<車 両 販 売 会 社>

住所 東京都港区虎ノ門〇丁目〇番地〇号

名称

株式会社虎ノ門自動車 北新橋営業所

代表者又は
営業所長名

営業所長 松 たか夫

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の補助金交付申請
車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	〇〇 300 さ 9876
型式	E-〇〇〇
年式	平成30年7月
車台番号	〇〇〇-0123456
車名	●●●自動車 ▲▲▲
使用者	桜電気株式会社
入庫日	令和3年 5月 19日
下取価格	100,000 円
下取車リサイクル預託金相当額	12,670 円
査定士登録番号	0012345678

注文書等の
下取車情報と一致
していること。

車両販売会社に下取車として入庫
した日を記入してください。入庫予
定日ではなく実際に入庫した日を
記入すること。

注文書等に記載の下取車価格を
記入してください。
残債がある場合は残債を含まない
下取車価格を記入してください。

査定士登録番号を必ず記入してください。

<下取車に関する確認事項>

上記車両は燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に〇印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

★補助金を受領し処分制限期間内に車両を処分する場合は、補助金を返納して頂く事が必須となります。

以上

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	車両 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	自動車登録番号 又は車両番号
●●●自動 車▲▲▲ Gパッケージ	△△△-○○○	2,777,777	令和3年5月12日	4	東京都港区 芝大門99丁 目 9番9号	150	●●321む1234
<p>「補助対象一覧(銘柄ごとの補助金 交付額)」に記載のメーカー名・車名 車両型式、補助金額を記入</p> <p>様式1-1の3(2) の購入価格 を記入</p> <p>取得財産等の 処分を制限す る期間を記入</p> <p>自動車検査証の 使用本拠の位置を 記入</p> <p>自動車検査証の 登録日を記入</p> <p>自動車検査証の 登録番号を記入</p>							
区分 財産名	外部給電器 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	外部給電器製造 番号又はシリアル ナンバー
区分 財産名	充放電設備等 型式	単価 (円) (税抜き)	設置工事完 了日	処分制限 期間(年)	設置場所 住所	充放電設備 等本体補助 金額(千円)	製造番号又はシリ アルナンバー

記入例

令和3年 5月 31日

貸与料金の算定根拠明細書

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

<リース会社>

住所 東京都港区虎ノ門93丁目9番3号
名称 虎ノ門リース株式会社
代表者名 代表取締役 竹 伸男

<使用者(貸借者)>

住所 東京都港区芝大門99丁目9番9号
名称/使用者名 桜電気株式会社
代表者名 鈴木 宏一郎

以下の内容に誤りはなく、同意いたします。

1. 車両・リース期間・補助金相当額

車名(外部給電器の場合はメーカー名)	▲▲▲▲▲
リース期間(月数) ※1	48 ヶ月
補助金相当額 ※2	150,000 円

2. リース料金

	補助金無しの場合	補助金有りの場合	減額
リース料金総額(消費税抜き)	3,600,000	3,446,400	153,600
月額リース料金(消費税抜き)	75,000	71,800	3,200

補助金相当額以上であること

契約書でこの金額が確認できること

※1 リース期間は原則処分制限期間以上であること。

※2 使用者(貸借者)が自社製造車両(又は外部給電器)を補助金申請する場合は、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額が減額されます。減額の詳細はセンターに確認ください。

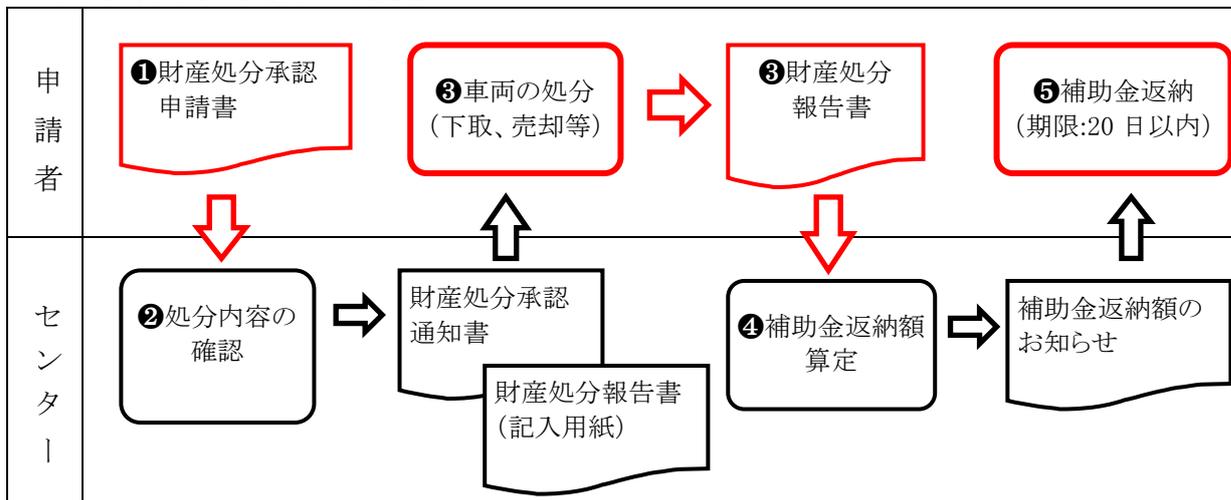
<リース会社>担当者

氏名	桃 なるえ
所属	大門支店第一リース課
TEL	00-1234-5678
FAX	00-1234-5677

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた車両(「取得財産等」という)を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。
- ▶ 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合、処分した車両の補助金返納が完了するまで、新たな車両への補助金は交付できません。
 - ・財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

<車両処分(財産処分)の手続き>



①	<p>○必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出して下さい。</p> <p>☆(注意) 補助金を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照</p>
②	<p>○センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。</p> <p>同時に、財産処分後に返送いただく「財産処分報告書」(記入用紙)を同封します。</p>
③	<p>○車両を処分し、その処分内容を「財産処分報告書」に記入して提出ください。</p>
④	<p>○「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定し、補助金返納額と返納期限を記載した「補助金返納額のお知らせ」を送付します。</p> <p>☆補助金返納額は、原則、車両の「売却額」に基づいて以下の方法で算定します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金返納額</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">売却額 ※1</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金比率 ※2</div> </div> <p>※1 売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。 残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。</p> <p>※2 補助金比率は、車両購入費用に占める補助金額の割合 (補助金比率=補助金額/車両購入費用)</p>
⑤	<p>○「補助金返納額のお知らせ」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。</p> <p>☆(注意) 国の規定に従って、納付期限は、通知から20日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。</p>

☆(注意)取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄
⑥担保に供すること

☆(注意)補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合
- ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- iii. その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」を提出いただき、承認を得る必要はあります。

☆(注意)財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証(写)を添付して下さい。

●今年度から財産処分承認申請書に記載する項目が増えました。任意以外の箇所は全て記入して下さい。

✕無届で財産処分をした場合

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

次世代自動車部

IV. 様式集

- ▶ 様式は、センターのホームページからダウンロードするか、次ページ以降の様式集をコピーして使用して下さい。

種類	名称	様式 NO
補助金交付申請	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (車両・充電インフラ等導入事業)交付申請書(車両等事業)	様式1-1
	貸与料金の算定根拠明細書	様式3
	下取車在庫証明書	様式4
	役員名簿	様式8
	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	様式11
	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書	様式15
	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書(リース)	様式16
	在職証明書	様式17
	カーシェアリング届出書	様式18
計画変更	変更届出書	様式5
	計画変更承認申請書	様式6
財産処分	財産処分承認申請書 令和3年度に補助金の交付を受けた車両	様式12
	財産処分承認申請書 令和元年度補正・令和2年度に補助金の交付を受けた車両	
	財産処分承認申請書 H31年度に補助金の交付を受けた車両	
	財産処分承認申請書 H29年度・30年度に補助金の交付を受けた車両	
	財産処分承認申請書 H28年度に補助金の交付を受けた車両	

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)

R3

交付申請書(車両等事業)

申請日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私(申請者)は、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(車両等事業)第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

Form with fields for (1)住所, (2)氏名又は法人名, (3)代表者名, (4)法人番号, (5)申請者の分類

2. 車両に関する事項

Form with fields for (1)車両の種類, (2)自動車登録番号, (3)登録年月日, (4)車名等

3. 補助金額に関する事項

Form with fields for (1)申請額, (2)購入価格, 交付決定額

*購入価格は車両本体の税抜価格を記入

*センター記入

4. 補助金振込先に関する事項 (口部分は該当するものに×を記入)

Form with fields for (1)フリガナ, (2)金融機関名と店名, (3)口座番号

5. 販売会社に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Form with fields for (1)社名・住所, (2)連絡先

6. 申請者の連絡先に関する事項(審査の過程で確認事項が発生する場合があるため正確に記入ください)

Form with fields for (1)担当者, (2)連絡先

*クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)は、経済産業省が定めた「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ導入事業)交付要綱」第3条に基づき、国庫補助金を交付するものです。

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)交付申請書(つづき)

【申請内容確認欄】※申請書1枚目からのつづきであることの確認	
(1) 申請者氏名又は法人名	※1枚目の1. (2)と同一
(2) 自動車登録番号又は車両番号	※1枚目の2. (2)と同一

7. J-クレジット事業への参加

(個人が購入する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の場合はCO2排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業への参加が義務付けられています。)

(1) 申請者が個人であり、かつ、車両が型式指定を受けた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に該当しますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) (1)が「はい」の場合、J-クレジット事業への参加方法を下記のア、イから選択ください。	<input type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ
ア. センター指定のJ-クレジット事業に参加します。参加に必要な私の情報をセンターがJ-クレジット事業実施団体に提出することを了承します。 イ. 自らJ-クレジット事業を実施、又は他のJ-クレジット事業実施団体に入会することによりJ-クレジット事業に参加します。		
他の事業名: ()		

8. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者名	使用者名	フリガナ	※自動車検査証の使用 者名義と一致のこと
(2) 使用・賃借者住所	□□□-□□□□	都道府県	※法人の場合は 使用者の本社の 住所
(3) 使用・賃借者 連絡先	TEL (- -)	FAX (- -)	担当者・所属 ※日中連絡で きるTEL番号

9. 利益等排除に関する事項(申請者が法人及びリース会社である場合に記入)

申請者(リース車両の場合はリース使用者)と申請車両の製造会社との関係は以下の通りです。(ア又はイの該当する方にチェック)

- ア、申請者自身が補助金申請車両の製造会社である(自社製品を申請)
 イ、申請者は、補助金申請車両の製造会社ではない

※自社製造車両を補助金交付申請する場合には、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額を決定します。

10. 申請要件等の確認

以下の内容について了承します。

- ①私は、申請車両を処分制限期間内に処分する場合、センターの承認を受け、指示された補助金額を返納します。
 ②私は、申請車両に関し、本補助金以外に国の補助金(センターが認める補助金は除く)を申請・受領していません。
 ③私は、暴力団又は暴力団員ではありません。
 ④私は、本申請によりセンターが入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
 (使用例: 申請内容の問合せ、補助金交付等の通知、補助金の振込、車両保有状況の調査等)

(以下⑤は申請車両が給電機能を有した車両の場合のみ)

- ⑤私は、申請車両の所有に関する情報について国・地方公共団体へ情報提供を求められた場合は了承します。また災害時等に申請車両の貸与について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
 ⑥私は、走行データ機材の搭載及び国等への走行データ提供等を求められた場合は了承します。
 ⑦申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。
 ⑧私は、申請書の記載内容が誤っていた場合、その誤内容をセンターが修正することを了承します。

(以下⑨は申請者(リースの場合はリース使用者)が「主として自動車販売する業を営む者」に該当する場合のみ)

- ⑨私は、過去1年以内に申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。

(以下⑩は申請者がリース会社の場合のみ)

- ⑩申請車両をリースする場合、そのリース料金は補助金相当額を引下げて設定します。

(以下⑪は申請者が法人の場合のみ)

- ⑪私は、私に対する補助金の交付等に関する情報が、gBizINFOにて公表されることを了承します。

内容を確認し了承しました。(□にチェックをお願いします)

※センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

【センター使用欄】 保有期間	リース期間	センター 確認			
----------------	-------	------------	--	--	--

貸与料金の算定根拠明細書

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

<リース会社>

住 所

名 称

代表者名

<使用者(貸借者)>

住 所

名 称/使用者名

代表者名

以下の内容に誤りはなく、同意いたします。

1. 車両・リース期間・補助金相当額

車名(外部給電器の場合はメーカー名)	
リース期間(月数) ※1	ヶ月
補助金相当額 ※2	円

2. リース料金

	補助金無しの場合	補助金有りの場合	差額
リース料金総額(消費税抜き)			
月額リース料金(消費税抜き)			

※1 リース期間は原則処分制限期間以上であること。

※2 使用者(貸借者)が自社製造車両(又は外部給電器)を補助金申請する場合は、製造原価を基に補助対象経費を算出し補助金額が減額されます。減額の詳細はセンターに確認ください。

<リース会社>担当者

氏名 : _____
 所属 : _____
 TEL : _____
 FAX : _____

下取車入庫証明書

年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

< 車 両 販 売 会 社 >

住所

名称

代表者又は
営業所長名

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の補助金交付申請
車両の下取車(車両代金の一部)として、下記車両が入庫されたことを証明します。

記

下 取 車 両 明 細	
車両登録番号又は車両番号	
型式	
年式	
車台番号	
車名	
使用者	
入庫日	年 月 日
下取価格	円
下取車リサイクル預託金相当額	円
査定士登録番号	

< 下取車に関する確認事項 >

上記車両は燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車に該当する。

1. 該当しない。 2. 該当する。 (1又は2に○印)

2.の場合のみ回答 イ 補助金を受領していない。 ロ 補助金を受領している。

★補助金を受領し処分制限期間内に車両を処分する場合は、補助金を返納して頂く事が必須となります。

以上

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	車両 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	自動車登録番号 又は車両番号
区分 財産名	外部給電器 型式	購入価格 (円) (税抜き)	取得年月日	処分制限 期間(年)	使用者 住所	補助金額 (千円)	外部給電器製造 番号又はシリアル ナンバー
区分 財産名	充放電設備等 型式	単価 (円) (税抜き)	設置工事完 了日	処分制限 期間(年)	設置場所 住所	充放電設備 等本体補助 金額(千円)	製造番号又はシリ アルナンバー

(様式 15)

一般社団法人次世代自動車振興センター 御中

車両の管理・使用に係る
法人とその社員等による確認書

甲(補助金申請会社)と

甲の社員である乙(.....)は、以下の事項に関して確認した。

甲が購入した下記車両は、乙が車両の管理責任者となり業務に使用するものであり、車庫証明の「使用の本拠の位置」を乙の住所とするとともに、自動車検査証の「使用者」を乙とする登録をしたものである。

甲と乙は、当該車両が補助金交付を受けた場合は、善良な管理者の注意を持ってその車両を管理し、補助金交付の目的である地球環境温暖化防止等に貢献することに沿って使用する義務を負う。

年 月 日

購入車両

・初度登録日 年 月 日

・車両名

・自動車登録番号又は車両番号

甲 住 所
会社名
役職
氏名 _____

乙 住 所
会社名
役職
氏名 _____

以上

(様式 16)

一般社団法人次世代自動車振興センター 御中

リース契約車両の管理・使用に係る
リース会社、借受人(法人)、借受人の社員等による確認書

甲(リース会社.....)と

乙(リース車両借受人.....)、

乙の社員丙.....は、以下の事項に関して確認した。

甲と乙が締結した下記リース契約の車両は、丙が車両の管理責任者となり業務に使用するものであり、車庫証明の「使用の本拠の位置」を丙の住所とするとともに、自動車検査証の「使用者」を丙とする登録をしたものである。

甲、乙及び丙は、当該車両が補助金交付を受けた場合は、善良な管理者の注意を持ってその車両を管理し、補助金交付の目的である地球環境温暖化防止等に貢献することに沿って使用する義務を負う。

年 月 日

リース契約内容

契約日 年 月 日

契約車両

・初度登録日 年 月 日

・車両名

・自動車登録番号又は車両番号

甲 住所
会社名
役職
氏名

乙 住所
会社名
役職
氏名

丙 住所
会社名
役職
氏名

以上

(様式 17)

在職証明書

氏名	フリガナ _____
生年月日	昭和・平成 年 月 日
現住所	〒
入社年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
所属部署	

上記の者は、当社に勤務する社員であることを証明します。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

電話番号

(様式 18)

年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター 御中

住 所

法人名

代表者名

カーシェアリング届出書

下記車両について、カーシェアリングで使用するので届出いたします。

1. 届出車両

車両名.....:

標識交付番号.....:

車台番号.....:

2. カーシェアリング車両一覧（現在カーシェアリングとして使用している車両をご記入下さい。

車両名	登録番号 (標識交付番号)	車台番号

3. 使用本拠の位置（申請者住所と異なる場合のみ記入）

営業所名：

住 所：

(様式5)

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)
変更届出書(車両等事業)

届出日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称		
及び代表者名		

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)の申請内容について、下記の変更がありましたので、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両等事業)業務実施細則第7条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

(様式6)

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)
計画変更承認申請書(車両等事業)

申請日 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号 住所 〒
氏名又は名称 及び代表者名 日中連絡が 可能な電話番号

上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあったクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)について、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両等事業)交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....

- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

